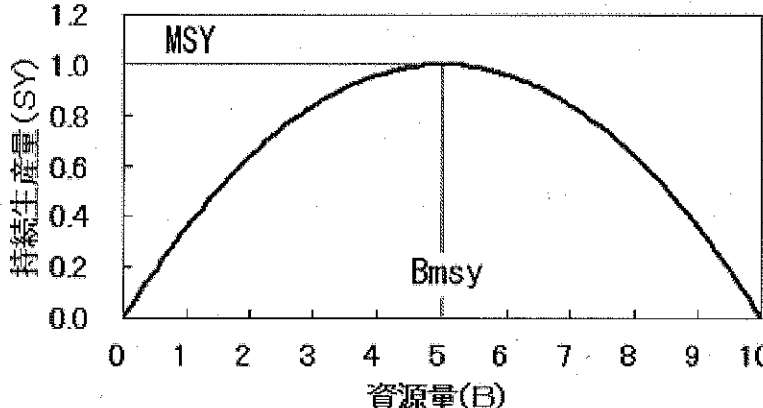
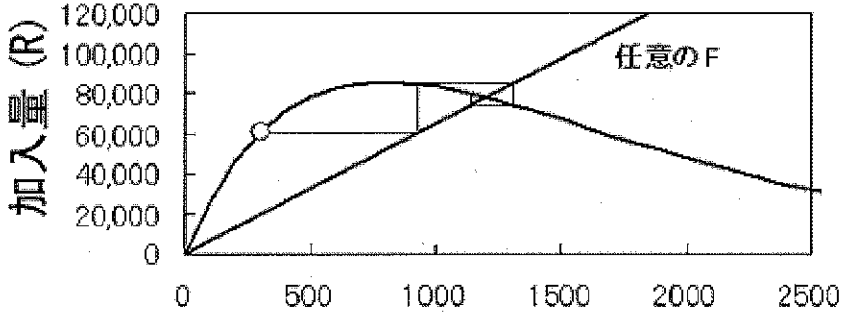


- ① 資源評価の専門用語の解説 . . . 1 頁
- ② さわら広域資源管理の取組 . . . 5 頁
- ③ 周防灘における小型機船底びき
網漁業の資源管理の取組 . . . 13 頁
- ④ 燧灘におけるカタクチイワシの
資源管理の取組 . . . 15 頁
- ⑤ 海洋生物資源の保存及び管理に
関する基本計画（抄） . . . 18 頁
- ⑥ 沿岸くろまぐろ漁業に係る瀬戸
内海広域漁業調整委員会指示 . . . 20 頁

資源評価の専門用語の解説

ABC	Allowable (またはAcceptable) Biological Catch 生物学的許容漁獲量 その資源について、現状の生物学的、非生物的環境条件のもとで持続的に達成できる最大の漁獲量(最大持続生産量)を目指そうとする場合に生物学的に最も推奨できる漁獲量。ここでは、原則としてABC算定のための基本規則に基づいて算定する。
ABClimit	ABCの上限値
ABCtarget	ABCの目標値 ABClimitの予防的措置
B	資源重量
Blimit	資源回復措置の発動がなされる資源量あるいは産卵親魚量の閾値
CPUE	Catch Per Unit Effort 単位(漁獲)努力量当たり漁獲量(資源量の指標)例:操業1日1隻当たり漁獲重量。
F	漁獲(死亡)係数 漁獲を死亡原因とした資源量の減少率の大きさを表す係数(人為的に管理可能)。
Flimit	資源生物学的に推奨されるFの上限値
Ftarget	確実な資源の維持・回復を期待する場合の目標となるF(Flimitの予防的措置)
Fcurrent	現在または現状のF
F0.1	YPR曲線において加入量当たり漁獲量の増加率が開発初期($F=0 \rightarrow \Delta F$)の1/10となるF(図3)
Fmax	YPR曲線において加入量当たり漁獲量が最大となるF(図3)
Fmed	再生産関係のプロットの中央値に相当するF(図4)
Fmsy	MSYを達成するF(図2)

Frec	①Fmsy(または代替値)をB/Blimitの比率で引き下げたFまたは②Bmsyへの回復に要する年数(個々の資源の状況に応じて設定)から求められる漁獲係数																							
Fsus	仮定された再生産関係のもとで、資源の現状を維持する F																							
M	自然死亡係数 被食や病気などの自然要因を死亡原因とした資源量の減少率の大きさを表す係数(人為的に管理困難)。																							
MSY	Maximum Sustainable Yield 最大持続生産量(図1) ①狭義のMSYは、再生産曲線とYPRあるいはプロダクションモデルから導かれ、②広義のMSYは、その資源にとっての現状の生物学的・非生物学的環境条件のもとで持続的に達成できる最大(あるいは高水準)の漁獲量と定義される。  図1. 資源量と持続生産量(漁獲量)の関係																							
MSY水準	MSYを実現する資源量(産卵親魚量) 図1のBmsyに相当する資源量。																							
N	資源尾数																							
P	資源量水準																							
R	加入量(加入尾数)																							
RPS	Recruitment Per Spawning 再生産成功率 加入量を産卵親魚量で除した値(R/SSB) 自然要因で変動し、人為的に管理できない。卓越年級群の出現は他の年に比べて非常に高いRPSが原因である。																							
S	産卵親魚量(SSB)																							
SSB	Spawning Stock Biomass産卵親魚量(Sとも略記) ある資源における成熟個体の総資源量。																							
SPR	Spawning Per Recruitment 加入量当たり産卵親魚量(SSB) データとして年齢別体重、成熟割合、自然死亡係数、年齢別選択率を用いる。人為的に管理可能である。管理目標が資源水準の維持なら $SPR = 1/RPS$ 、資源の回復を目標とするなら $SPR > 1/RPS$ とする。																							
%SPR	漁獲がないとき($F=0$)のSPRを100として漁業があるときのSPRの割合																							
TAC	Total Allowable Catch 漁獲可能量																							
TAE	Total Allowable Effort 漁獲努力可能量																							
YPR	Yield Per Recruitment 加入量当たり漁獲量 人為的に管理可能。ある加入量(R)から漁獲量の最大化を目指す管理に用いられる。成長乱獲は防げるが再生産関係を考慮しない点が問題。データとして年齢別体重、自然死亡係数、年齢別選択率を用いる。																							
Z	全減少係数 $Z=F+M$ 全減少係数Zと生残率sの関係 <table><tr><td>Z</td><td>0</td><td>0.2</td><td>0.4</td><td>0.6</td><td>0.8</td><td>1</td><td>2</td></tr><tr><td>s</td><td>100%</td><td>82%</td><td>67%</td><td>55%</td><td>45%</td><td>37%</td><td>14%</td></tr></table>								Z	0	0.2	0.4	0.6	0.8	1	2	s	100%	82%	67%	55%	45%	37%	14%
Z	0	0.2	0.4	0.6	0.8	1	2																	
s	100%	82%	67%	55%	45%	37%	14%																	

系群	資源の変動単位 遺伝的に他の生物集団と区別できる集団、あるいは遺伝的に区別できなくとも、産卵期、産卵場、分布、回遊、成長、成熟、生残など、独自の生物学的特徴を有する場合が多い。
漁獲努力量	漁獲のために投入された努力量 漁船数、操業日数、漁具数、曳網時間など。
漁獲割合	漁獲量／資源重量
単位努力量 当り漁獲量	CPUE(資源量の指標)
持続的漁獲 量(持続生 産量)	Sustainable Yield あるFおよび漁獲開始年齢の下で持続的に達成される漁獲量(図2)  図2. 再生産式(曲線)と持続生産量 再生産曲線と交点を持つ任意のF(直線)で漁獲した場合、親魚の初期源量(O)に関わらず、図の水平線と垂直線に沿って、任意のFと再生産曲線の交点に収束するため、再生産関係が定常的なら加入量も生産量も持続的となる。この持続生産量を最大化するFがF_{msy}。交点を持たない非常に強いFの場合、資源は理論的に絶滅し持続的でない。
資源量	ある系群の資源重量または資源尾数 資源重量はbiomass(B)、資源尾数はabundance(N)と表記することが多い。
資源量指 数・資源密 度指数	ある系群の資源量や資源密度を反映する指数 漁獲調査や漁業のCPUEを漁区ごとに累積したものが資源量指数、資源量指数を漁区数で除したものが資源密度指数。
資源水準	過去20年以上にわたる資源量(漁獲量)の推移から「高位・中位・低位」の3段階で区分した水準
動向(資源 動向)	資源量(資源量指数、漁獲量)の過去5年間の推移から「増加傾向・横ばい・減少傾向」に区分したもの。
加入	個体が成長して漁業の対象に加わること
加入量	漁獲開始年齢に達した資源量(通常は資源尾数で表す)
年級群(コ ホート)	ある年に生まれた資源 ブリ2000年級群などと表記
卓越年級群	他の年に比べて特に多い加入量を持つ年級群(相対的な基準)
コホート解析 (VPA)	年齢別漁獲尾数と自然死亡係数(M)を利用して年齢別漁獲係数(F)と資源尾数(N)を推定する方法 資源量推定の代表的手法。
チューニング VPA	コホート解析において、年齢別漁獲尾数以外に資源量指数や漁獲努力量などの情報が得られている場合に、これらを利用して最近年のFを修正し、資源量推定値の不確実性を改善する方法。
漁獲効率	漁具に遭遇した魚群のうち実際に漁獲される尾数あるいは重量の割合
漁具能率	資源量のうち、単位(漁獲)努力量で漁獲できる割合
再生産関係	産卵親魚量(SSB)と加入尾数(R)の関係
漁獲圧	資源に対する漁獲の圧力 広義には、漁獲圧(漁獲の圧力)の強さをF(漁獲係数)で表す。

加入乱獲	成熟する前に強い漁獲がはたらき、次世代の資源が確保されず、持続可能ではないこと(種もみを残さないこと)。
成長乱獲	最大のYPRを実現するF(Fmax)を超えたFあるいは漁獲開始年齢の状態 経済的乱獲とも呼ばれる。
不確実性	水産資源の評価や管理において、あまり確からしくないこと。例:資源量推定値の信頼区間が広いこと、産卵親魚量と加入量の関係が明瞭ではないことなど。
(資源)管理基準	特定の(資源)管理目標からABCを導き出す技術的な基準(ここで用いた記号は後の説明を参照)
乱獲行為	資源を成長乱獲または加入乱獲に導く漁獲行為
乱獲状態	強い漁獲により産卵親魚量が減りすぎたために加入量が減少して持続的でなくなっている状態
予防的(管理)措置	不確実性を考慮した資源管理 例えば、ABCtargetはABClimitの予防的なものである。すなわち、仮定した条件が正しくない場合でも、管理が失敗に陥らないように、予め定めた安全策を採用すること。

さわら広域資源管理の取組

1. 資源管理措置

(1) 漁獲管理

海域(灘)・漁業種類ごとの漁獲管理措置

海 域	漁 業 種 類	規 制 措 置
紀伊水道外域	ひき縄等	さわらを目的とした操業の禁止 (5/15 ~ 6/20)
紀伊水道	ひき縄等	さわらを目的とした操業の禁止 (5/15 ~ 6/20)
大阪湾	さわら流し網	春漁 (6/5 ~ 7/11) →休漁 網目 → 10.6 cm以上
	ひき縄	さわらを目的とした操業の禁止 (5/25 ~ 6/30)
播磨灘	さわら流し網	秋漁 (9/1 ~ 9/30) →休漁 網目 → 10.6 cm以上
	ひき縄	さわらを目的とした操業の禁止 (9/1 ~ 11/30)
	はなつぎ網	漁獲量 → 年間 40 トンを上限
	さわら船曳網	漁獲量 → 年間 2 トンを上限
備讃瀬戸	さわら流し網	秋漁 (9/1 ~ 9/30) →休漁 網目 → 10.6 cm以上
	ひき縄	さわらを目的とした操業の禁止 (9/1 ~ 11/30)
燧灘	さわら流し網	秋漁 (9/1 ~ 9/30) →休漁 網目 → 10.6 cm以上
	さごし巾着網	漁獲量 → 年間 46 トンを上限
	さごし流し網	全面休漁
安芸灘	さわら流し網	秋漁 (9/1 ~ 9/30) →休漁 網目 → 10.6 cm以上
伊予灘	さわら流し網	春漁 (5/16 ~ 6/15) →休漁 網目 → 10.6 cm以上
周防灘	さわら流し網	春漁 (5/1 ~ 5/31) →休漁 網目 → 10.6 cm以上
宇和海	さわら流し網	春漁 (5/1 ~ 5/31) →休漁
	さごし・めじか流し網	8/1 ~ 9/30 →休漁

(注) 9/1 以降の許可を秋漁とする。

海域の定義は別表のとおりとする。

(2) 種苗放流

瀬戸内海海域栽培漁業推進協議会は、(独)水産総合研究センターとの連携・協力の下で、サワラ種苗の共同種苗生産体制の構築に向け積極的に取り組み、健全種苗、適地、適正サイズの種苗放流を推進し資源造成に取り組む。

なお、種苗生産数量、中間育成等の詳細については、瀬戸内海海域栽培漁業推進協議会で定める。

(3) その他の資源管理措置

上記(1)及び(2)の措置のほか、従来から取り組んでいる措置(定期休漁日、船上受精卵放流等)については、その取組を継続するよう努める。

2. さわら広域資源管理の実施に伴う進行管理

(1) 推進体制

さわら広域資源管理の適切な実施のため、サワラ瀬戸内海系群資源管理漁業者協議会、瀬戸内海海域栽培漁業推進協議会及びさわら検討会議による連携体制を構築し、漁獲管理と種苗放流を一体的に推進するとともに、広域的な資源管理のための協議・調整を行う瀬戸内海広域漁業調整委員会等と連携をとりつつサワラ資源の適切な管理を推進する。

(2) 実施状況等の把握

上記1の資源管理措置の実施状況を毎年把握するとともに、サワラを対象とする漁業の漁獲報告等により操業状況の把握を行う。

また、関係機関が連携して調査、モニタリングを行い、サワラ資源状況の把握を行う。

(3) 資源管理措置の見直し

上記(2)の結果を踏まえ取組を評価するとともに、必要に応じ1の(1)、(2)の資源管理措置の見直しを行う。

3. その他

(1) 資源管理指針・資源管理計画

平成24年度以降は、資源管理・漁業所得補償対策に伴う資源管理指針・資源管理計画体制の下で適切に資源管理を推進する必要があることから、さわら広域資源管理の内容を、資源管理指針やそれに基づく資源管理計画に的確に反映させることとする。

国は、府県からの資源管理指針の協議に際して、さわら広域資源管理の内容が適切に反映されるよう十分に注意しつつ対処するものとする。

(2) 委員会指示

さわら広域資源管理の実効性を確保するため、必要に応じて、瀬戸内海広域漁業調整委員会、海区漁業調整委員会等において委員会指示の設定を審議することとする。

(3) 漁獲努力可能量(TAE)の設定

漁獲努力可能量(TAE)は、資源回復計画に基づく漁獲努力量削減措置による効果の阻害となる漁獲努力量の増加を抑制させるために設定されてきた。

平成24年度からはサワラ資源回復計画による措置は、さわら広域資源管理に移行することから、さわら広域資源管理においても引き続きTAEを設定することとし、水産政策審議会(資源管理分科会)においてTAE設定を諮ることとする。

平成24年4月1日

さわら検討会議

さわら検討会議

さわら検討会議の役割

サワラ資源(瀬戸内海系群)の適切かつ効率的な管理を行っていくためには、漁獲管理と種苗放流を一体的に推進していくことが重要であることから、これら各措置を一体的に協議・検討する。

業務内容

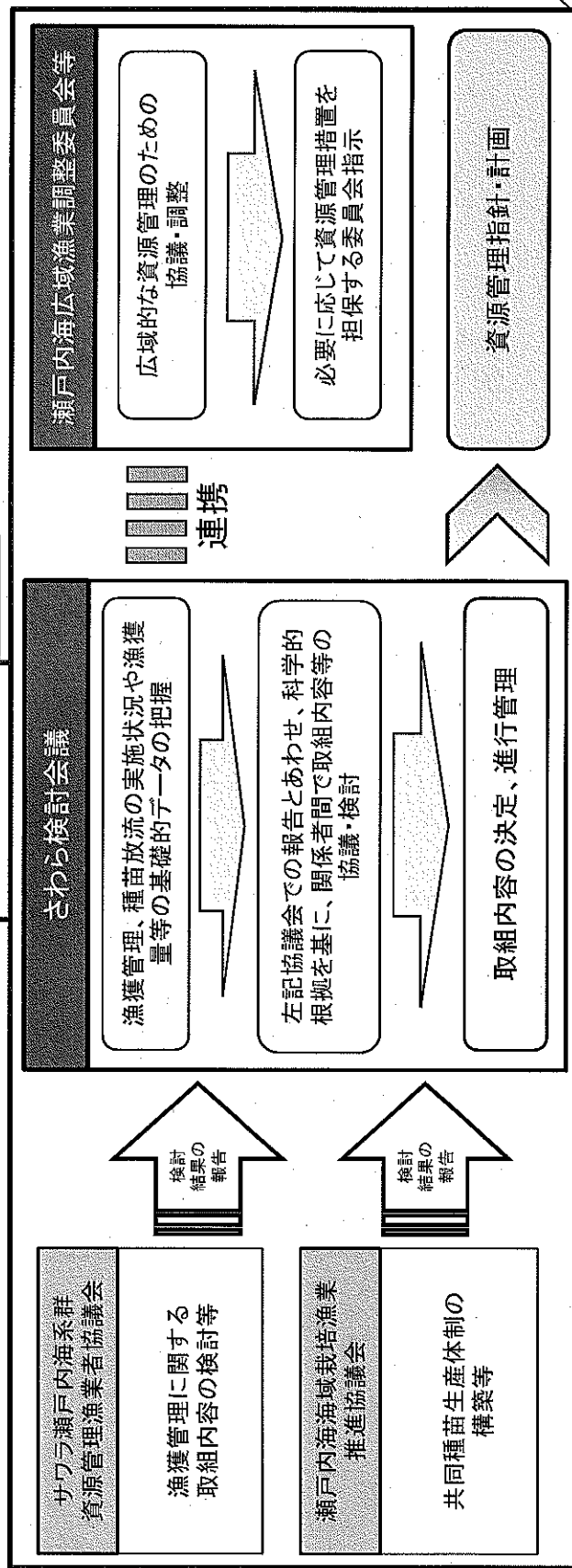
- ・科学的根拠に基づく漁獲管理及び種苗放流等に関する検討。
- ・漁獲管理の実施状況、資源量、漁獲量等の把握。
- ・種苗放流の実施状況等の把握。
- ・その他会議の趣旨を達成するために必要なこと。

参加機関

- ・サワラ瀬戸内海系群資源管理漁業者協議会(全漁連)
- ・瀬戸内海海域栽培漁業推進協議会((社)全豊協)
- ・瀬戸内海サワラ関係府県
- ・(独)水産総合研究センター(アドバイザー)
- ・瀬戸内海漁業調整事務所(事務局)

指針制度における全体スキーム図

漁獲管理・種苗放流の実施



瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十八条第一項の規定に基づき、瀬戸内海におけるさわらを対象とした漁業について、次のとおり指示する。

平成二十四年二月二十三日

瀬戸内海広域漁業調整委員会 会長 前田 健二

1 定義

この指示において「瀬戸内海」とは、漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第二十七条において定められた水域をいう。なお、瀬戸内海におけるさわらを対象とした漁業の水域区分は次表下欄のとおりとする。

紀伊水道	次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域 基点ア：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から三百三十六度二十分三千四百八十メートルの点 基点イ：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から二百九度五十分二千六百メートルの点 基点ウ：大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から三百五度二十分の方位線と、基点アから大阪府泉南郡岬町観音崎の鼻に至る見通し線との交点 基点エ：基点アと基点イを結んだ線と、和歌山県和歌山市沖ノ島西端と兵庫県洲本市成ヶ島東端を結んだ線との交点 一 和歌山県紀伊日ノ御崎灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線 二 大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から基点ウ、基点ア、基点エを経て兵庫県洲本市成ヶ島東端に至る線 三 兵庫県南あわじ市門崎と徳島県鳴門市大毛島孫崎を結んだ線 四 小鳴門水道東口小鳴門橋
大阪湾	次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域 基点ア：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から三百三十六度二十分三千四百八十メートルの点

	基点イ：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から二百九度五十分 二千六百メートルの点 基点ウ：大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における 境界点から三百五度二十分の方角線と、基点アか ら大阪府泉南郡岬町観音崎の鼻に至る見通し線と の交点 基点エ：基点アと基点イを結んだ線と、和歌山県和歌山市 沖ノ島西端と兵庫県洲本市成ヶ島東端を結んだ線 との交点 一 大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から 基点ウ、基点ア、基点エを経て兵庫県洲本市成ヶ島東端に至る 線 二 兵庫県神戸市と同県明石市との最大高潮時海岸線における境 界点と同県淡路市岩屋と同市野島江崎との最大高潮時海岸線に おける境界点を結んだ線
播磨灘	次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域 一 兵庫県神戸市と同県明石市との最大高潮時海岸線における境 界点と同県淡路市岩屋と同市野島江崎との最大高潮時海岸線に おける境界点を結んだ線 二 兵庫県南あわじ市門崎と徳島県鳴門市大毛島孫崎を結んだ線 三 小鳴門水道東口小鳴門橋 四 岡山県岡山市と同県瀬戸内市牛窓町との最大高潮時海岸線に おける境界点と香川県小豆郡土庄町蕪崎を結んだ線 五 香川県小豆郡小豆島町釈迦ヶ鼻と同県さぬき市大串崎を結ん だ線
備讃瀬戸	次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域 一 岡山県岡山市と同県瀬戸内市牛窓町との最大高潮時海岸線に おける境界点と香川県小豆郡土庄町蕪崎を結んだ線 二 香川県小豆郡小豆島町釈迦ヶ鼻と同県さぬき市大串崎を結ん だ線 三 広島県と岡山県との最大高潮時海岸線における境界点から広 島県福山市宇治島東端を経て香川県三豊市詫間町三崎に至る直 線

隠灘	次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域のうち、安芸灘を除いた海域 - 一 広島県と岡山県との最大高潮時海岸線における境界点から広島県福山市宇治島東端を経て香川県三豊市詫間町三埦に至る直線 - 二 広島県呉市仁方町と同市川尻町との最大高潮時海岸線における境界点と同市上蒲刈島白埼を結んだ線 - 三 広島県呉市上蒲刈島黒鼻と愛媛県松山市と同県今治市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線
安芸灘	次に掲げる海域一及び二を合わせた海域 - 一 次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域 - ア：広島県呉市仁方町と同市川尻町との最大高潮時海岸線における境界点と同市上蒲刈島白埼を結んだ線 - イ：広島県呉市上蒲刈島黒鼻と愛媛県松山市と同県今治市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線 - ウ：愛媛県松山市白石ノ鼻と同市興居島頭埼灯台を結んだ線 - エ：愛媛県松山市興居島頭埼灯台と同市野忽那島野忽那島灯台を結んだ線 - オ：愛媛県松山市野忽那島北端と同市中島東端を結んだ線 - カ：愛媛県松山市中島歌崎と同市津和地島東端を結んだ線 - キ：愛媛県松山市津和地島西端と同市由利島西端を結んだ線 - ク：愛媛県松山市由利島西端と山口県柳井市平郡島盛鼻を結んだ線 - ケ：山口県柳井市と同県熊毛郡上関町との最大高潮時海岸線における境界点（以下「基点ア」という。）と同県柳井市平郡島櫛崎を結んだ線と同市平郡島の最大高潮時海岸線との交点のうち最も北部に位置する点と基点アを結んだ線 - 二 一の線イ、次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域のうち、広島県海域 - コ：広島県呉市上蒲刈島黒鼻と同市斎島西端を結んだ線
伊予灘	次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域のうち、安芸灘を除

	いた海域 一 広島県呉市仁方町と同市川尻町との最大高潮時海岸線における境界点と同市上蒲刈島白埼を結んだ線 二 広島県呉市上蒲刈島黒鼻と愛媛県松山市と同県今治市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線 三 愛媛県佐田岬灯台と大分県関崎灯台を結んだ線 四 山口県下松市と同県光市との最大高潮時海岸線における境界点と同県下松市笠戸島鎌石岬を結んだ線 五 山口県下松市笠戸島火振岬と大分県豊後高田市と同県国東市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線
周 防 灘	次に掲げる線及び陸岸によつて囲まれた海域 一 山口県下松市と同県光市との最大高潮時海岸線における境界点と同県下松市笠戸島鎌石岬を結んだ線 二 山口県下松市笠戸島火振岬と大分県豊後高田市と同県国東市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線 三 山口県火ノ山下潮流信号所と福岡県門司崎灯台を結んだ線

2 網目の制限

さわらを目的とした流し網漁業において使用する漁具の網目は、十・六センチメートル以上とする。

3 区域の操業制限

次の表の上欄に掲げる区域においては、中欄に掲げる期間にあつて、下欄に掲げる制限を設ける。

区 域	期 間	制 限
紀伊水道	五月十五日から六月二十日まで	さわらを目的とした操業の禁止
大阪湾	五月二十五日から六月三十日まで (ただし、さわらを目的とした流し網漁業は六月五日から七月十一日まで)	さわらを目的とした操業の禁止

播磨灘	九月一日から十一月三十日まで (ただし、さわらを目的とした流し網漁業は九月一日から九月三十日まで)	さわらを目的とした操業の禁止
		はなつぎ網漁業におけるさわらの年間漁獲量を四十トン以下とする
		さわら船曳網漁業におけるさわらの年間漁獲量を二トン以下とする
備讃瀬戸	九月一日から十一月三十日まで (ただし、さわらを目的とした流し網漁業は九月一日から九月三十日まで)	さわらを目的とした操業の禁止
隠灘	九月一日から九月三十日まで	さわらを目的とした操業の禁止
		さとし巾着網漁業におけるさわらの年間漁獲量を四十六トン以下とする
安芸灘	九月一日から九月三十日まで	さわらを目的とした操業の禁止
伊予灘	五月十六日から六月十五日まで	さわらを目的とした操業の禁止
周防灘	五月一日から五月三十一日まで	さわらを目的とした操業の禁止

4 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までとする。

周防灘における小型機船底びき網漁業の資源管理の取組

1. 漁獲努力量削減措置

マコガレイ、メイタガレイ、イシガレイ、ヒラメ、クルマエビ及びシャコについて、以下のとおり小型魚の水揚げ制限を実施する

魚種名	水揚げ制限サイズ
マコガレイ	全長15cm以下
メイタガレイ	
イシガレイ	
ヒラメ	全長25cm以下
クルマエビ	全長10cm以下
シャコ	

2. 産卵親魚の保護

抱卵ガザミの産卵機会を確保するため、抱卵ガザミの再放流及び放卵のための蓄養を実施する。

3. 資源の積極的培養措置

関係三県等で協調して種苗放流等を推進するための体制を強化するとともに、対象魚種の種苗放流に努める。

また、水産資源の持続的利用及び漁業生産のより一層の回復・増大を図るため、魚類の蛸集、発生及び発育が効率的に行われる魚礁漁場の造成や有用水産生物の発生・育成に適した増殖場の整備を推進する。

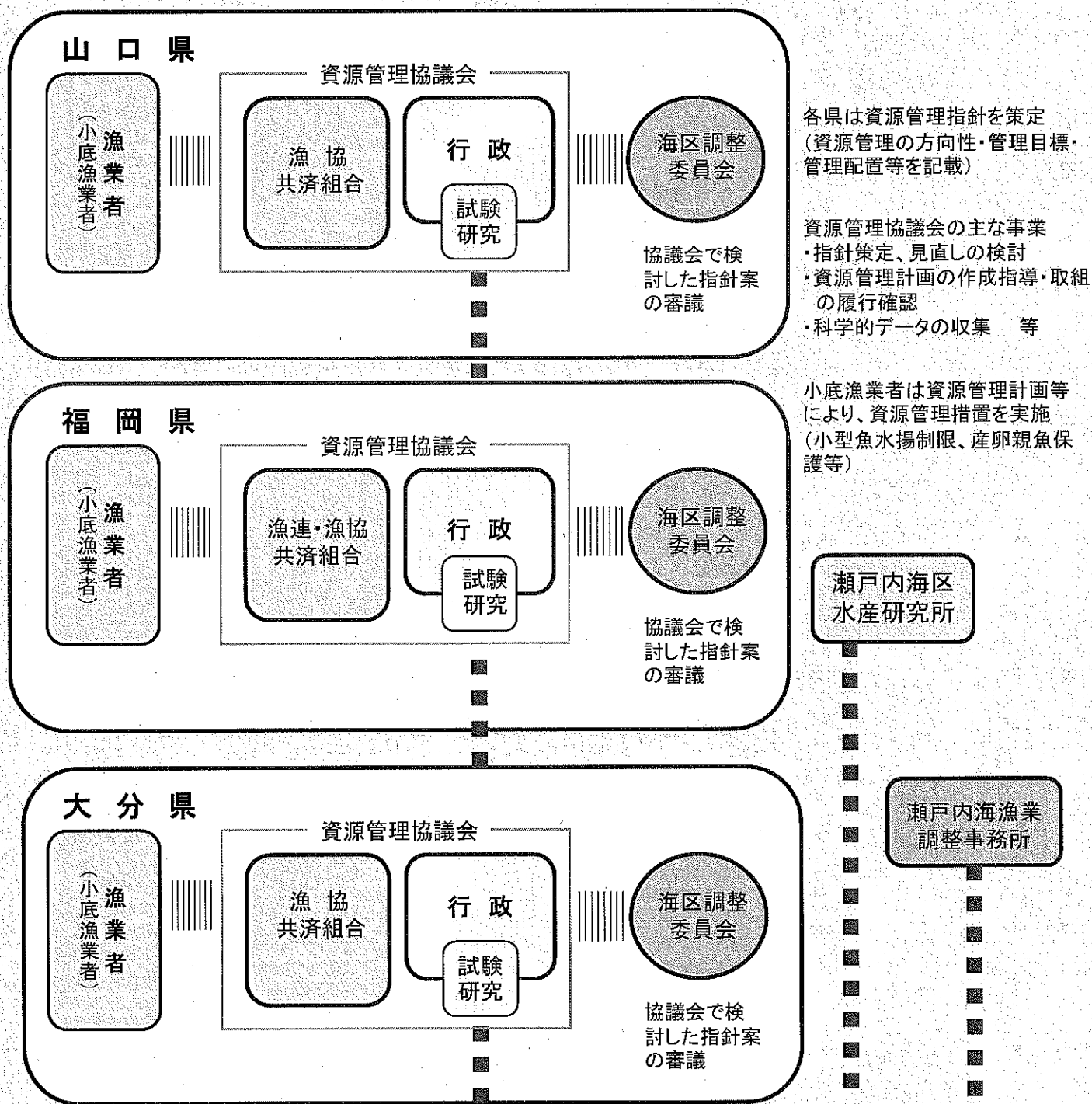
4. 漁場環境の保全

漁場の生産力の回復や水産資源の生育場の環境改善を図るため、藻場・干潟の造成及び堆積物の除去、覆砂等を推進するとともに、漁場・海浜清掃等による漁場環境の維持・保全に努める。

(参考) 対象漁業種類

漁業の種類		地方名称
小型機船底びき網漁業	手繰第二種	えびこぎ網漁業（山口県、福岡県）
		こぎ網漁業（大分県）
	手繰第三種	けた網漁業（山口県、福岡県）
		貝けた網漁業（大分県）

周防灘における資源管理体制(小型機船底びき網漁業)



< 周防灘資源管理検討会 >

行政研究
担当者

- 周防灘における資源管理の検討の場
- ・資源回復計画のフォローアップ
 - ・資源状況の把握
 - ・広域魚種の資源管理措置の検討等を実施

燧灘におけるカタクチイワシの資源管理の取組

1. 休漁期間の設定

(1) 瀬戸内海機船船びき網漁業

操業開始日及び終漁日については、「燧灘での瀬戸内海機船船びき網漁業（カタクチイワシ）の操業開始日決定手順」（以下「決定手順」）に基づいて定める。

①許可開始日から、決定手順に基づいて定められた開始日の前日までの期間。

②決定手順に基づいて定められた終漁日の翌日から、許可終了日までの期間。

(2) いわし機船船びき網漁業

①4月1日から5月31日までの期間。

②11月22日から翌年の3月31日までの期間。

(2) 定期休漁日の設定

操業期間中に、週に1日以上 of 定期休漁日を設定する。なお、定期休漁日は、平成23年度漁期の休漁日数を下回らないものとする。

（参考）対象漁業種類と操業（許可）期間

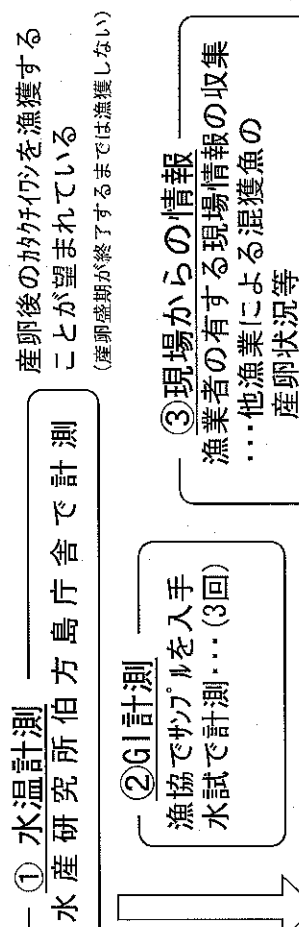
県 名	漁業種類	許可期間
広島県	瀬戸内海機船船びき網漁業	6/10～12/31
香川県	瀬戸内海機船船びき網漁業	5/15～翌1/15
愛媛県	瀬戸内海機船船びき網漁業	5/15～翌1/15
	いわし機船船びき網漁業	1/1～12/31

燧灘での機船船びき網漁業（カタクチイワシ）の操業開始日決定手順

1月～3月の積算水温（瀬戸内海区水産研究所伯方島庁舎のデータ）：【1050℃を基準にA,Bのパターンのどちらから実施：【4月中旬頃燧灘資源管理検討会で判断】

1050℃以上の場合

パターンA



燧灘カタクチイワシ資源管理協議会

（水産研究所伯方島庁舎の水温が13℃に達した日から36日後）

①～③を基に操業開始日等を検討...協議のうえ決定
行政研究担当者は①、②及び卵稚仔調査等の情報を提供するとともに科学的見地による意見を述べる

- 7. 各県の操業開始日及び終漁日
- イ. 香川県、愛媛県の瀬戸内海機船船びき網のシラス漁への切り替え日
- ウ. 定期休漁日

* 操業開始日等の決定に当たっては、漁業者は行政研究担当者からの情報及びカタクチイワシの産卵状況に関する意見を尊重し、国及び県の行政研究担当者においてはモニタリング基準値の精度向上、改良に努める。

1050℃未満の場合

パターンB

- パターンBの年であることを確認（4月中旬頃）
- ・操業開始日：6月10日以降、終漁日：11月30日以降
- ・燧灘カタクチイワシ資源管理協議会の日程調整
- ・基準値の精度向上のためのモニタリング調査の継続

① 水温計測
伯方島栽培漁業センターで計測
モニタリング調査等の継続

② GI計測
漁協でサンプルを入手
水試で計測... (3回)

③ 現場からの情報
漁業者の有する現場情報の収集
...他漁業による混獲魚の産卵状況等

燧灘カタクチイワシ資源管理協議会（5月下旬頃）

シラス漁への切り替え日等を検討...協議のうえ決定

- 7. 香川県・愛媛県の瀬戸内海機船船びき網のシラス漁への切り替え日
- イ. 定期休漁日

* 行政研究担当者は、①、②及び卵稚仔調査等の情報を提供するとともに、科学的見地による意見を述べ更なるモニタリング基準値の精度向上、改良に努める。

燧灘カタクチイワシの資源管理体制

燧灘資源管理検討会

燧灘における資源管理の検討の場

瀬戸内海区水研、県水試
(燧灘研究グループ)

カタクチイワシ燧灘系群の資源評価
産卵時期の予想
脂イワシ発生メカニズムの解明
卵稚仔調査
等を実施

広島県
香川県
愛媛県
瀬戸内漁調、

燧灘カタクチイワシ計画のフォローアップ
広域魚種の資源管理措置
等を検討

瀬戸内海全域でのカタクチイワシの資源管理への取組

・広域資源であるカタクチイワシ瀬戸内海系群の資源管理の取組を検討する。

漁業者を
バックアップ

指導・助言

資源管理指針・計画制度
(所得補償制度)を利用

漁連の関与

情報提供
意見交換

漁業者

関係漁業者による話し合い
資源管理措置の取組み、実効性の確保の調整・検討
燧灘研究グループへ漁海況情報を提供

燧灘カタクチイワシ
資源管理協議会の
開催等

自立した資源管理措置の実施

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（抄）

平成24年11月8日公表

さわら

都道府県名	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量
大阪府	さわら流し網漁業		平成25年9月1日から平成25年11月30日まで	5,135
兵庫県	さわら流し網漁業	瀬戸内海	平成25年4月20日から平成25年6月15日まで	3,140
	はなつぎ網漁業	瀬戸内海	平成25年5月6日から平成25年6月15日まで	2,020
岡山県	さわら流し網漁業		平成25年4月20日から平成25年6月15日まで	6,705
	さわら船びき網漁業		平成25年5月1日から平成25年6月15日まで	74
広島県	さわら流し網漁業		平成25年4月20日から平成25年6月20日まで	5,813
	中型まき網漁業（うちさわらを採捕補目的とするもの）		平成25年6月1日から平成25年8月31日まで	1,288
山口県	さわら流し網漁業	瀬戸内海	平成25年6月1日から平成25年7月31日まで	6,787
		瀬戸内海	平成25年9月1日から平成25年11月30日まで	13,455
徳島県	さわら流し網漁業	瀬戸内海	平成25年4月11日から平成25年6月15日まで	1,736

香川県	さわら流し網漁業		平成25年4月20日から平成25年6月15日まで	10,440
愛媛県	さわら流し網漁業	瀬戸内海	平成25年4月1日から平成25年6月30日まで	16,590
			平成25年9月1日から平成25年11月30日まで	5,880
		宇和海	平成25年10月1日から平成25年12月31日まで	7,490
福岡県	さわら流し網漁業	瀬戸内海	平成25年9月1日から平成25年12月31日まで	1,440
大分県	さわら流し網漁業	瀬戸内海	平成25年9月1日から平成25年12月31日まで	13,500

まこがれい

都道府県名	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量 (隻日)
山口県	小型機船底びき網漁業(うち手繰第2種漁業及び手繰第3種漁業)	周防灘	平成25年1月1日から平成25年2月10日まで	11,685
福岡県	小型機船底びき網漁業(うち手繰第2種漁業及び手繰第3種漁業)	周防灘	平成25年1月1日から平成25年2月10日まで	2,130
大分県	小型機船底びき網漁業(うち手繰第2種漁業及び手繰第3種漁業)	周防灘	平成25年1月1日から平成25年2月10日まで	2,445

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第二十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十八条第一項の規定に基づき、沿岸くろまぐろ漁業について、次のとおり指示する。

平成二十四年二月二十三日

瀬戸内海広域漁業調整委員会 会長 前田 健二

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「瀬戸内海」 漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第二十七条に定める瀬戸内海
- (2) 「沿岸くろまぐろ漁業」 動力漁船によりくろまぐろをとることを目的とする漁業（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第六条第三項に規定する定置漁業、同条第五項に規定する共同漁業、法第七条に規定する入漁権に基づき営む共同漁業、法第五十二条第一項に規定する指定漁業、法第六十六条第二項に規定する漁業、特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成六年農林水産省令第五十四号）第一条第二項に規定する特定大臣許可漁業、同条第三項に規定する届出漁業、都道府県規則により都道府県知事の許可を受けて営む漁業及び法第六十七条第一項の規定に基づく指示により海区漁業調整委員会若しくは連合海区漁業調整委員会の承認又はこれら委員会への届出を要する漁業を除く。）

2 届出

- (1) 平成二十四年七月一日から平成二十五年十二月三十一日の間に瀬戸内海において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに、平成二十四年六月二十日までに、別記様式第一号（漁業協同組合（以下「組合」という。）を経由して届出する場合にあつては別記様式第二号）による届出書に、漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）第十条による漁船原簿の謄本を添え、瀬戸内海広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に届け出なければならない。ただし、届出書中、都道府県から、当該届出に係る船舶が漁船法第十条に規定する登録を受けたものである旨の確認を受けたときは、漁船原簿の謄本の添付を省略することができる。
- (2) 前号の規定による届出をした者は、届出書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、別記様式第三号により委員会に変更の届出をしなければならない。この場合において、当該変更の届出が船名又は船舶総トン数の変更に係るものであるときは、漁船法第十条による漁船原簿の謄本を

添えなければならない。ただし、届出書中、都道府県から、当該届出に係る船舶が漁船法第十条に規定する登録を受けたものである旨の確認を受けたときは、漁船原簿の謄本の添付を省略することができる。

3 漁獲実績報告書

(1) 2の届出をした者は、当該届出に係る漁業の当年（平成二十四年にあつては、七月一日から十二月三十一日の間）の漁獲実績報告書を翌年一月三十一日までに委員会に提出しなければならない。

(2) 前号の漁獲実績報告書の様式は、別記様式第四号（組合を経由して提出する場合にあつては別記様式第五号）とする。

4 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十四年四月一日から平成二十六年一月三十一日までとする。

様式第一号

沿岸くろまぐろ漁業操業届出書

年 月 日

瀬戸内海広域漁業調整委員会会長 殿

届出者住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印

下記により、沿岸くろまぐろ漁業に係る瀬戸内海広域漁業調整委員会指示の届出対象海域において操業しますので、（関係書類を添えて）届出します。

記

1 使用する船舶

（1）船名

（2）漁船登録番号

（3）船舶総トン数

2 漁業の方法 曳き縄・はえ縄・釣り・その他（ ）

3 操業海域

S

4 操業予定時期

5 主な水揚げ市場（又は漁協）

6 漁船原簿の登録確認

漁船登録原簿の内容と相違がないことを証明します。

都道府県確認印

備考 1 用紙は、日本工業規格A4とすること。

2 漁業の方法は、該当するものに○印をつけること。その他については、（ ）に具体的な漁法を記入すること。

3 操業海域は、S（瀬戸内海）と記入すること。

沿岸くろまぐろ漁業操業届出書

年 月 日

瀬戸内海広域漁業調整委員会会長 殿

住所

漁業協同組合名

代表者の役職及び氏名

印

下記の者が、沿岸くろまぐろ漁業に係る瀬戸内海広域漁業調整委員会指示の届出対象海域において操業しますので、(関係書類を添えて)届出します。

記

氏名(法人に あつては、名称及び 代表者の氏名)	届出者住所	使用する船舶			漁業の方法 曳き縄・はえ縄・ 釣り・その他	操業海域	操業予定時期	主な水揚げ市場(又 は漁協)	届出者証明印	備考
		船名	漁船登録番号	船舶総トン数						
						S				
						S				
						S				
						S				
						S				
						S				
						S				
						S				
						S				
						S				
						S				
						S				
						S				
						S				
						S				

上記の届出者の漁船については、漁船登録原簿の内容と相違ないことを証明します。

都道府県確認印

〔備考〕

1 漁業の方法は、該当するものを記入すること。その他については、具体的な漁法を記入すること。

2 操業海域は、S(瀬戸内海)と記入すること。

3 1枚で記入できない場合には、適宜追加して記入すること。

様式第三号

沿岸くろまぐろ漁業操業変更届出書

年 月 日

瀬戸内海広域漁業調整委員会会長 殿

届出者住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印

年 月 日付けで届け出た沿岸くろまぐろ漁業操業届出書の記載事項に下記のとおり変更が生じたので、（関係書類を添えて）届出します。

記

1 変更しようとする事項

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後

2 漁船原簿の登録確認

漁船登録原簿の内容と相違がないことを証明します。

都道府県確認印

備考：用紙は、日本工業規格A4とすること。

様式第四号

瀬戸内海広域漁業調整委員会会長 殿

年 月 日

沿岸くろまぐろ漁業漁獲実績報告書

漁業者の氏名又は名称	印
住所	
届出日	
使用船舶名	
漁船登録番号	
船舶総トン数	
漁業の方法	曳き縄・はえ縄・釣り・その他()

年	月	水揚げ市場 (又は漁協) *1	漁業の方法	操業海域 *2	漁獲量				
					鮮魚			養殖用種苗	
					4kg未満*3	4kg以上*3		尾数	1尾当 たりの平均 魚体重 (kg) *5
					総重量 (kg)	総重量 (kg)	水揚げ状態 *4		
				S					
				S					
				S					
				S					
				S					
				S					
				S					
				S					
				S					
				S					
				S					
				S					
				S					

(注)

*1:「養殖用種苗」にあつては、漁獲後、最初に活け入れ、又は蓄養した漁場を管轄している漁協名を記入する。

*2: S(瀬戸内海)と記入する。

*3: 4kg上・下を仕分ける銘柄区分がない場合には、目視、経験則等による記入でよい。

*4: ラウンド(魚全体のまま)は「1」、セミドレス(えら、内蔵除去)は「2」、セミドレスから尾鰭を除いたものは「3」、その他は「4」を記入する。

*5: 「1尾当たりの平均魚体重」については、目視、経験則又は数尾の直接計測等による記入でよい。

〔備考〕

用紙は、日本工業規格A4とする。

